



# こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています。

令和元年度 第1号

(2019年5月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。今年度から年4回の発行に変更しました。

## 「高知県外国人生活相談センター」を新しくオープンしました。

外国人の方が、高知県内で安心して生活することができるよう、生活に関する様々な相談に対応する「高知県外国人生活相談センター」を5月31日にオープンしました。

- 外国人の方や外国人を雇用している事業所からの相談に、相談員が対応します。
- 相談員が直接対応できない言語の場合には、電話通訳サービスや翻訳機等を使い、多言語で対応します。
- センターで直接解決できない相談内容の場合には、適切な窓口等を紹介します。
- 相談は無料で、電話やウェブ(ホームページの問合せフォーム)でも相談に応じます。

【場所】高知市本町4-1-37丸の内ビル1階

【開所時間】月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで(国民の祝日と年末年始は除く)

【電話番号】088-821-6440 【ホームページ】<https://kccfr.jp>



## 『新社会人のためのスタートダッシュセミナー』

様々な仕事に就いている皆さんの「働くしあわせ」を発見し、縁あって集まった地域の新社会人同士で自分なりの「仕事の魅力」を見つけるセミナーです。

【対象】

2019年4月から新社会人となった方、または入社3年以内の方

【日程・会場】

6月19日(水) 13:30~17:00 高知市 高知共済会館3階「桜」

6月21日(金) 13:30~17:00 四万十市 JA幡多「中ホール」

【内容】

1. 自分理解・他者理解「小さなしあわせ発見ゲーム」
2. めざせ地域同期! 共感探しグループディスカッション
3. 解決志向アプローチ体験

【定員・費用】

- ・定員: 各50名
- ・費用: 無料(要事前申込)

【申込方法】

メール [info@jobcafe-kochi.jp](mailto:info@jobcafe-kochi.jp)

件名「スタートダッシュセミナー申込み」

※電話・FAXでも申込み可



【問合せ】

ジョブカフェこうち<担当: 小島>

URL <https://www.jobcafe-kochi.jp/>

E-mail: [info@jobcafe-kochi.jp](mailto:info@jobcafe-kochi.jp)

〒780-0841 高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル1F・2F

Tel 088-802-2025 Fax 088-823-7005

※7月から番号が変わります Tel 088-802-1533 Fax 088-802-1534

## 令和元年度「土佐の匠」認定候補者の推薦募集について

高知県では、平成8年度から県内産業の基盤となってきた熟練技能や古くから受け継がれてきた伝統芸能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定しています。

この制度は、若者の技能離れや技能後継者不足が言われる中で、技能の普及・振興や後継者育成に寄与し、第一線で活躍する優れた技能を持つ方々を「土佐の匠」に認定することにより、技能後継者の意欲の向上と、技能を尊重し大切にできる社会の実現を図ることを目的としています。

これまでに29職種107名の方々を認定していますが、このたび、令和元年度「土佐の匠」認定候補者の推薦を募集します。

詳しくは、高知県雇用労働政策課ホームページに掲載している「土佐の匠認定要綱」や推薦様式等をご確認のうえ、6月28日(金)までに推薦書類をご提出ください。

## 働き方改革推進キャンペーン

高知県では、県内企業が働き方改革に取り組むきっかけを作り、その取り組みの輪を広げるために、8月の1ヶ月間、県内企業が一斉にノー残業デーの実施に取り組むキャンペーンを開催します。

また、キックオフイベントとして、以下の講演会を開催します。キックオフイベント及びノー残業キャンペーンの参加企業を募集しています！（キックオフイベントのみの参加も可）

### ●基調講演

(株) ワーク・ライフバランス 代表取締役社長 小室淑恵氏  
企業の実践事例を交えて働き方改革の必要性や手法をわかりやすく学べます

### ●県内企業の事例発表

#### 【日程：会場】

令和元年7月24日(水) 13:00～15:30(予定) ちより街テラス

#### 【申込方法】

高知県商工労働部雇用政策課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/>

## 「新たな時代に

## PDCA

## みんなで築こう

## ゼロ災職場」

- 厚生労働省では、7月1日から1週間、今年で92回目となる「全国安全週間」を実施します。
- 労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的に実施します。

## 労務改善 Q&A

### Q

働き方改革に伴い、「パートタイム労働法」が改正されたと聞きました。今回の改正により、どのようなことが事業主に求められるようになるのでしょうか。

### A

平成30年7月6日に「パートタイム労働法（通称）」が「パートタイム・有期雇用労働法（通称）」に改正されました。この法改正により、同法の保護対象が短時間労働者（パート社員）のみでなく、有期契約労働者（契約社員）にまで広がりますので、これまでパート社員の雇用に当たって事業主に課せられていた以下の義務が、契約社員の雇用に当たっても課せられることとなります。

- ①雇入れ時、特定事項（昇給・退職手当・賞与の有無、雇用管理の改善等に関する相談窓口）を文書の交付等により明示する義務
- ②雇入れ時、特定事項以外の労働条件を文書の交付等により明示する努力義務
- ③雇入れ時、待遇の内容などを説明する義務
- ④労働者に求められた際、待遇の決定に際しての考慮事項を説明する義務

また、正規雇用労働者（正社員）とパート・契約社員との間に不合理な待遇の差を設けることが禁止され、労働者に求められた際には、待遇の差の内容とその理由を説明する義務も課せられます。上記の内容に取り組むことは、社内における多様な働き方の実現や魅力ある職場づくりにつながります。今一度、社内の制度を見直して、令和2年4月1日（中小企業は令和3年4月1日）の施行に備えておきましょう。

## 高知県労働委員会

〒780-0850  
高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談ください！

TEL 088-821-4645

